

只木ゼミ後期第3問検察レジュメ(反対尋問)

文責:3班

1. 弁護側は強盗の機会についてA説(手段説)を採用しているが、手段の認定の判断基準はどのように考えているか。
2. 弁護レジュメ2頁3行目以下において「240条の加重処罰根拠は、被害者の任意の財産処分を排除するほどに強度な犯行抑圧手段に内在する死傷結果発生の類型的で高度な危険とその最終結果への直接的な実現にあると考えられる」としておきながら、6行目において「本条は財産に対する罪でありその保護法益は財産の保護にある」との記述があるが、これらは矛盾しているのではないか。
3. 弁護レジュメ2頁9行目において「刑法は強盗致死罪のほかに強盗強姦致死傷罪を別個に規定しているが、B説やC説で考えると両者を区別して規定する必要性がなくなってしまふ」と述べているが、その根拠は何か。
4. 弁護レジュメ2頁18行目で「結果的加重犯のみを規定しているから、故意犯も含むとしたところに本説は誤りがある」と甲説を批判する根拠として弁護側は240条が故意犯を含まない形式的な理由として「させた」という文言を適示しているが、215条などといった他の故意犯の規定に書いてある「させた」との関係性をいかに考えているか。
5. 検察レジュメ4頁25行目以下における「強盗罪と殺人罪の観念的競合を認めるとすれば、故意の強盗殺人に対する刑の下限が、結果的加重犯である強盗致死罪の刑の下限に比して遥かに軽くなるという不都合がきたされる」という点に関し弁護レジュメにおいて言及がないが、この不都合性について弁護側はどのように考えるか。